

令和4年度

北谷町観光物産プロモーション事業（ワーケーション）企画運営業務委託

プロポーザル実施要領

沖縄県 北谷町

令和4年5月

1. 趣旨

「令和4年度北谷町観光物産プロモーション（ワーケーション）企画運營業務」に係る受託候補者について、公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。なお、本業務は新型コロナウイルス感染症に係る国、県及び北谷町の定める対策ガイドラインなどを勘案しつつ実施を行うものとしておりますので、新型コロナウイルス感染症の状況によって業務の実施中においても見直しを図ることもあります。

2. 業務の目的

本事業は、北谷町におけるワーケーションのニーズや受入環境を調査した上で、参加メンバーや滞在地域などに即した「北谷ワーケーションモデルプラン」を作成し、日本全国へ「北谷ワーケーション」を発信することで認知度を上げ、「北谷ワーケーション」を促進することを目的に実施する。

また、国内観光客の増加、滞在日数の延伸及び来訪時期の平準化を図るため、県外企業等に向け「新しい生活様式」を踏まえた「北谷ワーケーション」を促進するプロモーションを行い「北谷ワーケーション」の導入・実施につなげる。

3. 業務内容

(1) 業務名

「令和4年度北谷町観光物産プロモーション事業（ワーケーション）企画運營業務委託」

(2) 仕様

別添「令和4年度北谷町観光物産プロモーション事業（ワーケーション）企画運營業務仕様」とおり

※業務仕様書の内容は現時点の予定であり、今後打合せの中で変更する可能性がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

(4) 提案上限額

12,300千円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 選定方法

本業務に対する考え方や具体的な取り組み方針、実施方法及び実施体制等の提案内容を比較検討し、公募型企画提案（プロポーザル）方式により事業者を選定する。

4. 参加要件

次に掲げる参加要件をすべて満たすこと。

(1) 下記観光関連団体と連携して実施すること。

観光関連団体：一般社団法人北谷ツーリズムデザインラボ（北谷DMO）

一般社団法人北谷町観光協会 ←プロモーション関連業務で連携予定

※上記内容は、企画提案の段階の想定であり、業務を実施する上で必要に応じて内容が変更とな

- る場合がある。
- (2) 地方自治施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
 - (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - (6) 北谷町暴力団排除に関する条例第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当していない者であること。
 - (7) 本町の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、本町から指名停止を受けている期間でないこと。
 - (8) 日本国内に本店又は支店を有する法人であること。
 - (9) 法人設立後3年以上が経過し、直近3年分の財務諸表が提出できる者であること。
 - (10) 本業務と同種・同等の業務にかかる契約を履行した実績があること。
 - (11) 業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
 - (12) 複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、幹事企業を選定すること。

5. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（第1号様式）1部
 - イ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（第2号様式）1部
 - ウ 会社概要（任意様式）※以下を添付すること。各1部
 - (ア) 法人登記簿謄本（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内）【写し可】
 - (イ) 国税及び市町村税に係る納税証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内）【写し可】
 - (ウ) 印鑑証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内）
 - (エ) 直近3年分の財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）
- (2) 提出期限
令和4年5月18日（水）午後5時（必着）
- (3) 提出方法
持参又は書留郵便による郵送とする。なお、持参による提出の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。ただし、午前12時から午後1時を除く。郵送による場合は、提出期限までの必着とする。
- (4) 資格審査
審査の結果は書面により通知する。
- (5) 留意事項
提出期限までに参加表明書等を提出しなかった者は、以降の手続きに参加できないものとする。

6. 質問及び回答

本業務に関する質問は、Eメールによるものとする。

- (1) 提出書類
質問書（第3号様式）
- (2) 受付期限
令和4年5月12日（木）午後5時
- (3) 回答方法
令和4年5月16日（月）午後5時予定
すべての質問をとりまとめ、一括してホームページで回答する。

7. 企画提案書の提出

資格審査に合格した者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 ※イ以降は任意様式とし、原則A4版とする。
 - ア 企画提案届（第4号様式）
 - イ 企画提案書
 - ウ 業務工程表
 - エ 見積書（税抜き金額を記入）※積算根拠が分かる資料含む。
 - オ 同種・同等業務の履行実績一覧 ※動画等の記録媒体は任意提出
- (2) 提出期限
令和4年5月31日（火）午後5時（必着）
- (3) 提出方法
持参又は書留郵便による郵送とする。なお、持参による提出の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。ただし、午前12時から午後1時を除く。郵送による場合は提出期限までの必着とする。
- (4) 提出部数
製本（ファイル等で綴じる）して8部
- (5) 留意事項
 - ア 提案書に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。
 - イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
 - ウ 企画提案書等は、参加表明書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。提出後の追加、差し替え及び再提出は認めない。
 - エ 企画提案書等は、選定作業に必要な範囲内において複製することがある。

8. 提案内容審査（プレゼンテーション）

企画提案の審査は、別途設置する「令和4年度北谷町観光物産プロモーション事業（ワーケーショ

ン) 企画運營業務委託に関するプロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行うものとする。なお、審査委員会は非公開とする。

(1) プレゼンテーション

ア 日時

一回目 令和4年6月2日(木)

二回目 令和4年6月7日(火)※予備日

時間・場所については別途通知する。プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ 実施方法

(ア) 15分以内の説明の後、10分程度の質疑応答を行う。

(イ) 参加者側の出席者は3名以内とする。

(ウ) プレゼンテーションに際し、資料や映像の投影を可とする。ただし、スクリーンとプロジェクターは町が設置するが、パソコンは参加者が準備すること。

(エ) 説明に際して用いることが出来る資料は、提出した企画提案書のみとする。

(2) 審査

審査委員会において審査し、優先交渉権者、次順位交渉権者を決定する。ただし、順位や採点結果、選定理由を含む審査委員会の内容は公表しない。また、すべての企画提案書を審査した結果、交渉権者を選定しない場合がある。

(3) 選定結果の通知

本プロポーザル参加者に対し、別途審査結果を通知する。

(4) 優先交渉権者との協議

町は、優先交渉権者と、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、町は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。

9. 契約締結

町と優先交渉権者は、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

10. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加要件のいずれかを満たさなくなった場合
- (4) 見積金額が提案上限額を上回っていた場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (6) その他、本業務の遂行に相応しくないと認められた場合

1 1. スケジュール (予定)

内容	日時
募集開始及び質問受付	令和4年5月9日(月)
質問の受付期限	令和4年5月12日(木) 午後5時まで
質問の回答 ※一括して回答予定	令和4年5月16日(月) 午後5時まで
参加表明書提出期間	令和4年5月9日(月) から令和4年5月18日(水) 午後5時まで
参加表明の審査結果通知	令和4年5月20日(金)
企画提案書等提出期間	令和4年5月23日(月) から令和4年5月31日(火) 午後5時まで
提案内容審査(プレゼンテーション)	一回目 令和4年6月2日(木) 二回目 令和4年6月7日(火) ※予備日
審査結果通知	令和4年6月9日(木)

1 2. 審査の評価項目

審査に当たっては、以下の審査基準により評価する。

評価	審査の視点	配点
基本認識	北谷町の観光施策及び国内のワーケーションの動向に関する知見を有するなど、本業務を行うにあたっての基本認識を持っているか。	10
提案内容	(1) 提案内容の適切性 企画提案のコンセプトが事業趣旨と合致しているか。 (2) 提案内容の具体性、実現可能性 仕様書に示した委託業務の内容が具体的に提案されているか。また実現可能な内容となっているか。 (3) 効果の期待値 提案内容を実施することにより、本町でのワーケーション促進につながる可能性が期待できるものとなっているか。	65
事業実施体制及び実績等	(1) 事業実施体制・スケジュール (2) 実績 観光分野やワーケーションに関するプロモーション等、類似事業の受託実績を有しているか。	20
積算	委託業務の費用積算において、各項目の積算は経済的かつ合理的な積算内容となっているか。	5

13. その他

(1) 提出書類の取り扱い

提出された参加表明書及び企画提案書等の書類は返却しない。

(2) 参加に係る費用の負担

本プロポーザルへの参加、資料の作成、提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

ア 参加表明書提出後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（第5号様式）を提出すること。

イ 本要領に定めのない事項については、町及び審査委員会等において協議し、決定するものとする。

(4) 参加表明者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

14. 問合せ及び書類の提出先

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地

北谷町建設経済部 観光課 観光係 担当：呉屋・平安

電話：098-982-7714（直通）

Eメール：kankou-2@chatan.jp